

平成29年度 利用調整基準表

平成29年(2017年)1月27日

利用調整の手順

利用調整は、申込順や抽選ではありません。

保護者よりご提出いただいた申込書類について、「明石市保育所等の利用調整に関する要綱（平成29年1月1日改正）」に基づいて選考指数を算出し、選考指数の高い児童から施設の欠員状況を踏まえて利用の内定を決定します。（以下（1）～（3）のとおり。）

(1) 選考指数の算定

保護者よりご提出いただいた申込書類より、保育を必要とする事由やその度合いに応じた「①基礎指数」と、申込児童やその兄弟、世帯の状況に応じた「②付加指数」を算定します。（下記算出方法参照）

①基礎指数（表Ⅰ）

- ・父母の保育を必要とする事由やその度合いに応じて決定します。
- ・父母それぞれの指数の平均値を基礎指数とします。
- ・ひとり親世帯の場合には、当該保護者の指数を基礎指数とします。
- ・父母がいない場合は、児童の保護者（祖父母など）の基礎指数により選考します。
- ・保護者の類型が家庭外労働・家庭内労働・農林水産業・内職・修学・職業訓練のいずれかに該当する場合、その状況が内定のときは、「基礎指数-1」を基礎指数とします。

②付加指数（表Ⅱ）※裏面参照

- ・申込児童やその兄弟、世帯の状況に応じて付加指数を算定します。
- ・基礎指数に付加指数を加点又は減点し、選考指数を決定します。

(2) 内定児童の決定

- ・選考指数が高い児童から優先して利用の内定を決定します。申込順や抽選ではありません。

(3) 選考指数が同一の場合の取扱い

- ・比較する対象児童の選考指数が同一の場合には、優先順位（表Ⅲ）※裏面参照 に基づき、内定児童を決定します。

<表Ⅰ-基礎指数>

以下の基礎指数については、市から支給認定を受けている場合に適用いたします。

保護者の状況			基礎指数		
類型	細目	就労時間数/月 (以上) (未満)			
家庭外労働	雇用	非常勤	160～	22	
			144～160	21	
			128～144	20	
			112～128	19	
			96～112	18	
			80～96	17	
	中心者	中心者	64～80	16	
			160～	22	
			144～160	21	
			128～144	20	
			112～128	19	
			96～112	18	
	自営	協力者	80～96	17	
			64～80	16	
			160～	20	
			144～160	19	
			128～144	18	
			112～128	17	
家庭内労働	中心者	中心者	96～112	16	
			80～96	15	
			64～80	14	
			160～	20	
			144～160	19	
			128～144	18	
	協力者	協力者	112～128	17	
			96～112	16	
			80～96	15	
			64～80	14	
			160～	18	
			144～160	17	
	自営	協力者	協力者	128～144	16
				112～128	15
				96～112	14
				80～96	13
				64～80	12
				160～	18
農林水産業	中心者	中心者	144～160	17	
			128～144	16	
			112～128	15	
			96～112	14	
			80～96	13	
			64～80	12	
	協力者	協力者	160～	20	
			144～160	19	
			128～144	18	
			112～128	17	
			96～112	16	
			80～96	15	
内職	内職	内職	64～80	14	
			80～96	13	
			96～112	14	
			112～128	15	
			128～144	16	
			144～160	17	
就職活動			11		
育児休業中			11		

保護者の状況			基礎指数	
類型	細目	修学時間数/月 (以上) (未満)		
修学又は職業訓練中	通学	通学	160～	19
			144～160	18
			128～144	17
			112～128	16
			96～112	15
			80～96	14
	在宅	在宅	64～80	13
			160～	17
			144～160	16
			128～144	15
			112～128	14
			96～112	13
その他			12	
80～96			12	
64～80			11	

保護者の状況			基礎指数		
類型	細目	基礎指数			
疾病	入院	入院	23		
			寝たきりの状態	23	
			精神疾患・難病	18	
			一般療養	20	
			特に安静を要する	20	
			安静を要する	15	
	居宅内療養	居宅内療養	重度 身1,2級 精1,2級 療A	23	
			中度 身3,4級 精3級 療B1	20	
			軽度 身5,6級 療B2	15	
			妊娠	産前産後休業中	20
			出産	その他	17
			災害復旧	災害復旧	25
特例	児童の成長が著しく阻害される恐れがある場合	25			
	上記以外で保育に欠ける場合	20			

保護者の状況			基礎指数		
類型	細目	看護・介護時間数/月 (以上) (未満)			
細目の状況にある親族の介護又は看護	入院	入院	120～	20	
			64～120	17	
	心身障害	心身障害	重度 身1,2級 精1,2級療A	120～	20
			中度 身3,4級 精3級療B1	64～120	16
			軽度 身5,6級療B2	120～	17
			第1種	120～	20
			第2種	64～120	16
			第3種	120～	17
	知的障害	知的障害	第1種	120～	20
			第2種	64～120	16
			第3種	120～	17
			要介護4～5	120～	20
			要介護1～3	64～120	16
			要支援1～2	120～	17
	要介護	要介護	要介護4～5	120～	20
			要介護1～3	64～120	16
			要支援1～2	120～	17
			寝たきりの状態	120～	20
			精神疾患・難病	64～120	17
			その他	120～	15
	その他	その他	精神疾患・難病	120～	17
			その他	64～120	13
			その他	120～	15
			その他	64～120	12
その他			120～	15	
その他			64～120	12	

【申請児童の選考指数の算出方法】

①基礎指数を算出します。

$$\left(\boxed{\text{父の基礎指数}} + \boxed{\text{母の基礎指数}} \right) \div 2 = \boxed{\text{★基礎指数}}$$

- ・選考指数が高い児童から優先して利用の内定を決定します。
- ・ひとり親の場合には、当該保護者の基礎指数を児童の基礎指数とします。

②①により算出した基礎指数を用いて、選考指数を算出します。

$$\boxed{\text{★基礎指数}} \pm \boxed{\text{付加指数 (表Ⅱ:裏面参照)}} = \boxed{\text{選考指数}}$$

- ・付加指数には、加点数と減点数があります。
- ・選考指数が同数で並ぶ場合には、優先順位（表Ⅲ:裏面参照）により優劣を決定します。

<表II - 付加指数>

番号	項目	内容	指数	
1	保護者の状況	父母のいずれかが存しない場合等	+5	
		父母のいずれもが存しない場合等	+10	
2	兄弟等の状況	児童に兄弟姉妹がいる場合	+1	
		児童の兄弟姉妹が同一の施設又は事業所に既に入所している場合	+2	
		児童の兄弟姉妹に障害児がいる場合	+2	
		児童の兄弟姉妹が同時に施設又は事業所への入所を希望する場合	+1	
		児童の属する世帯が幼児若しくは乳児を3人以上扶養している場合又は児童に双子がいる場合で、その世帯に属する乳児若しくは幼児のいずれもが施設・事業所への入所を希望する場合	+2	
		父母が自宅で児童の兄弟姉妹を保育する場合	-3	
3	親族等の状況	就労していない祖父母等の親族（満65歳以上及び病気療養中の者を除く。）と同居している場合	-1 ~ -2	
4	児童の状況	児童が集団保育可能な程度の障害児で、施設又は事業所での集団生活が適当であると認められる場合	+1 ~ +5	
		保育所等の一時預かりを利用している場合又は認可外保育施設、認可幼稚園（私学助成対象施設）、認可外幼稚園若しくは企業主導型事業所内保育所を利用中の場合（いずれの場合も1か月あたり64時間以上利用している場合に限る。）	+1	
5	保護者の状況	個人営業等に従事し、時間的又は内容的に制約が著しくないと認められる場合	-1	
		夜間労働のため、日中の保育が不可能な場合（ただし、交代制勤務を除く。）	+2	
		施設の利用に伴い保護者のいずれかが育児休業から復帰する場合	+1 ~ +3	
		育児休業からの復帰を予定して利用申込みをしていたが、入所ができないまま保護者が勤務復帰した場合	+2	
		産前産後休業から育児休業を取得せずに職場復帰する場合	+1 ~ +3	
		出産等やむを得ない理由により、扶養する児童が施設又は事業所を退所している場合（退所予定を含む。）	+1 ~ +3	
		就職活動中又は職業訓練中の場合（父母のいずれかが存しない場合に限る。）	+3	
生計維持者（父母のいずれかが存しない場合を除く。）が失業中で、就労の必要性が高い場合	+2			
		外国人で日常生活に必要な日本語を習得中の場合	+1	
6	家庭の環境等	住居全体が仕事場になっており、かつ、危険が伴う仕事に従事しているため、家庭内において児童が日中生活する場所がない場合	+3	
		生活保護受給世帯	+2	
7	その他	転園希望（やむを得ない事情があると市長が認める場合で、利用調整の結果を問わず、現在の施設又は事業所を退所するときに限る。）	+3	
		転園希望（転園を認められなかった場合に、現在の施設又は事業所を継続するときに限る。）。ただし、転居または保護者の転職、児童の兄弟姉妹が他の施設・事業所に入所している場合、分園から本園を希望する場合等やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。	-3	
		保護者が保育料を滞納しており、かつ、納付することを誓約した日までに納付がなされていない場合又は納付することを誓約しない場合	-1 ~ -5	
		地域型保育事業の卒園児童である場合（卒園予定を含む。）	連携施設	+10
			連携施設以外	+5
		同一年度に保護者が保育所等への入所の内定を辞退した場合（市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）	-3	
		市外に住民登録がある場合（ただし、市内に居住している場合又は市内に入転予定の場合を除く。）	-3	
		児童の保護者が保育士として市内の保育所等に勤務している場合又は勤務することが決定している場合（利用申込の申請区分が転園の場合を除く。）	+10 ~ +12	
認定こども園を利用中の子ども・子育て支援法第19条第1号の規定による認定を受けた児童の保護者が就労等の事由により同一施設の利用について同条第2号の規定による認定を申し出た場合	+10			
上記以外で特別な事情のある場合	-5 ~ +5			

<表III - 優先順位>

選考指数が同数の場合の優先順位表

番号	比較項目	優先度	
		優	劣
1	利用調整指数が同一の場合は、基礎指数	高い	低い
2	児童の支給認定事由が災害復旧	該当	非該当
3	児童の支給認定事由が虐待又はDV	該当	非該当
4	児童の支給認定事由が疾病又は障がい	該当	非該当
5	児童の支給認定事由が就労	該当	非該当
6	児童の支給認定事由が妊娠又は出産	該当	非該当
7	児童の支給認定事由が介護又は看護	該当	非該当
8	児童の支給認定事由が就学	該当	非該当
9	児童の支給認定事由が就職活動	該当	非該当
10	児童の利用希望開始月の1日時点における児童の居住地	市内	市外
11	利用調整基準表の保護者の状況の類型が家庭外労働、家庭内労働、農林水産業又は内職（以下「就労」という。）の場合は、1か月の就労時間（休憩時間を含む。以下同じ。）（月160時間を超える就労時間は、月160時間とみなす。）	長い	短い
12	利用調整基準表の保護者の状況の類型が就労の場合（就労時間が月160時間以上である場合を除く。）は、1か月の就労日数	多い	少ない
13	利用調整基準表の保護者の状況の類型が就労の場合（就労時間が月160時間以上である場合を除く。）は、勤務地までの片道通勤時間	長い	短い
14	世帯員の中の小学生以下の児童数	多い	少ない
15	世帯員の中の小学3年生以下の児童数	多い	少ない
16	施設又は事業所への入所を希望する月から利用調整を行う月までの期間	長い	短い
17	児童と同居する20歳以上の親族の数	少ない	多い
18	児童の属する世帯の収入	少ない	多い

備考

優先順位は、番号の順に比較項目の優先度を比べ、「優」の欄に該当するものから順に定めるものとする。